

令和 5 年 5 月 22 日

報道機関 各位

辰野町長 武居保男

小野区太陽光発電についての町長声明

- 1、小野地区の太陽光発電については、これまで条例に抵触しないよう小分けで実施する計画のもとに、条例第 6 条に基づく申請等の手続きを無視しております。
- 2、この点について、町としては、個別の事業者は、実は背後に特定の首謀者が存在し、各会社や各個人を使用して事業を実施しようとしているが、実質的には同一と認定できるとの立場で、各事業者に条例に基づいた届出等の手続きを行うよう指導勧告してきました。
- 3、しかし、業者は事業者の変更等の手続きをとり、町の指導勧告を無視するという対応を続けています。
- 4、これらの点について、町が顧問弁護士により調査させた結果、背後にいる一業者が不動産会社等を動かし、土地を取得し、さらにその業者の指示により個人名で事業者として申請しようとするのが判明しました。
- 5、そこで、これらの調査事実をもとに、町は顧問弁護士に依頼し、令和 5 年 4 月 17 日付け内容証明郵便により、事業申請中の関係各個人に対し、「今回の事業は実質的に背後にいる一業者の事業であり、町としては、条例第 2 条(4)号に規定されている『実質的に同一と認められる事業者が近接した区域に実質的に同一と認められる複数の事業区域を利用する場合』に該当するので、条例第 6 条の申請や第 7 条の事前協議や関係区の合意を得る等の手続きを遅くとも 5 月 12 日までに取るよう要請する」旨の通知書を送付しましたが、現在まで手続きは取られていません。
- 6、そこで、町としては、今後もこれら関係者が条例を無視して太陽光発電事業の工事を進める場合には、裁判所に仮処分申立てを行い、条例に基づいた手続きを取ることを求める用意があります。

また、必要に応じて、太陽光発電の工事中止や設備設置の撤去等の法的措置を取ることを視野に入れております。

以上のとおり、町として、本件に対して毅然たる措置をとることを公表いたします。

以上